KConnect ユーザー契約

KPay Japan 株式会社（東京都中央区東日本橋 2 丁目 7−1 フロンティア東日本橋 5 階に主な営業所を置く株式会社であり、以下「当社」といいます。）と[見積書に記載されている加盟店]（以下「加盟店」といいます。）は、当社又は当社以外の外部のサービスプロバイダー（以下「外部サービスプロバイダー」といいます。）が開発・提供する各種サービスの利用を可能とするオンラインサービスプラットフォームである Kconnect の利用に関して、以下のとおり KConnect ユーザー契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第１条（定義）

本契約において、次の各用語は以下の意味を有するものとします。

（１）「承認ユーザー」とは、加盟店によって KConnect の使用を承認された加盟店の役職員をいいます。english

（２）「営業日」とは、土曜日、日曜日、日本における祝日及び年末年始において当社が指定する休業日以外の日をいいます。

（３）「KConnect」とは、当社が決定する媒体を通じて、当社が提供するソフトウェアプラットフォームをいい、本サービスへのアクセスを可能とするものをいいます。

（４）「加盟店データ」とは、本サービスを使用する目的又は加盟店による本サービスの使用を促進する目的で、承認ユーザー又は加盟店に代わって当社が入力したデータ、加盟店がアプリ内サービス（第 4 条第 1 項に規定するアプリ内サービスをいいます。以下同じです。）を使用した際に当社及び外部サービスプロバイダーが収集したデータ（当該加盟店のログイン認証情報、支払い及び取引情報、決済情報、取引日時等の加盟店の利用者に関する情報、加盟店の利用者のクレジットカード情報、加盟店の IP アドレス、在庫データ、注文書、見積書、製品情報等が含まれますが、これらに限定されません。）をいいます。

（５）「発効日」とは、本契約の締結日をいいます。

（６）「本サービス」とは、本契約に基づき、当社が、KConnect を通じて加盟店に提供するサブスクリプションサービスをいいます。

（７）「サブスクリプション料金」とは、Kconnect を通じて又は書面にて当事者間で合意された、加盟店が当社に対して支払う本サービスのうちサブスクリプションサービスに対する利用料又は第 4 条第 3 項において当社に対して支払われるアプリ内サービスの利用料をいいます。

（８）「サブスクリプション期間」とは、KConnect を通じて又は書面にて当事者間で合意された、加盟店が本サービスのうちサブスクリプションサービスをいいます。

（９）「コンピューターウイルス」とは、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、電気通信サービス、機器、若しくはその他本サービスやデバイスの動作を妨害、阻害、若しくはその他の悪影響を与える可能性のあるもの(ソフトウェア、コード、ファイル、プログラムを含みます。)、プログラム若しくはデータへのアクセスやその動作の信頼性を阻害し、若しくは悪影響を与えるもの、又はユーザーエクスペリエンスに悪影響を及ぼすもの（ワーム、トロイの木馬等を含みます。）をいいます。

(10)「脆弱性」とは、ソフトウェア及びハードウェアの構成要素に存在する、コード等の計算ロジック上の弱点であり、これが悪用されることによって、情報の機密性、完全性、又は可用性に悪影響が生じさせるものをいいます。

第２条（サブスクリプション）

１．当社は、加盟店に対して、本契約、KPay Japan 加盟店アプリケーション利用規約（以下「利用規約」といいます。）及び加盟店に適用されるその他の規約に同意することを条件として、サブスクリプション期間中に、当社が随時定める媒体を通じて、加盟店の事業運営を目的とする場合に限り、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービス（当社が直接提供する場合に限ります。）を使用する非独占的なライセンスを付与します。

２．加盟店は、KConnect 上で、当社が別途指定する数を上限に、承認ユーザー向けに個別アカウント（以下「個別アカウント」といいます。）を設定する権利を有します。加盟店は、加盟店名義で登録された各個別アカウントに対し、いつでも異なるアクセス権限や制限を割り当てることができます。ただし、個別アカウントの設定は、承認ユーザーに対するものに限られ、加盟店の親会社又は子会社を含む他の者に対しては設定することはできないものとします。

３．前項について、加盟店は、承認ユーザーに関して、以下を表明し又は保証します。

（１）１ つの個別アカウントを複数の承認ユーザーが使用しないこと（ただし、当該個別アカウントが、完全に別の承認ユーザーに引き継がれた場合を除きます。その場合、引き継がれる前の承認ユーザーは当該個別アカウントにアクセスする権限を失います。）

（２）各承認ユーザーは、本サービスを使用するにあたって、安全なパスワードを設定し、そのパスワードを他者に知られないよう厳重に管理すること

（３）各承認ユーザーは、本契約、利用規約その他適用される条件に従って、本サービス及びアプリ内サービスを適切に使用すること

４．加盟店は、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスへの不正アクセスや不正使用を防止するためにあらゆる合理的な努力を払うものとし、そのような不正アクセスや不正使用があった場合には、速やかに当社に通知するものとします。

第３条（データ保護）
加盟店は、KConnect 又は本サービス若しくはアプリ内サービスを利用するにあたって、当社が個人情報を含む加盟店データにアクセスすることをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、法令及び当社が定めるプライバシーポリシー（https://www.kpay-group.com/en-jp/privacy-policy）に従い、本契約、利用規約及びプライバシーポリシーに定められた目的のためにのみ、当該加盟店データを利用（保存、複製、分析、監視、開示等を含みます。）するものとします。当社は、本契約を履行するために必要な場合、本契約、利用規約及びプライバシーポリシーによって承認された場合、又は法令によって認められる場合を除き、第三者に対して、当該加盟店データを開示しないものとします。

第４条（アプリ内サービス）
１．加盟店は、KConnect を通じて、外部サービスプロバイダーが開発したサービス（以下「アプリ内サービス」といいます。）を利用する場合、加盟店と当該外部サービスプロバイダーとの間で別途エンドユーザーライセンス契約その他これに類する契約に同意する必要がある場合があることを確認します。
２．加盟店は、前項において締結された契約に基づいて、外部サービスプロバイダーに対して、当該アプリ内サービスの利用料を支払うものとします。当社は、外部サービスプロバイダーとの間で締結した契約及び当該契約に基づいて実行された取引に関して、いかなる表明又は保証も行わず、かつ、いかなる責任も負わないものとします。
３．前項にかかわらず、当社は、外部サービスプロバイダーとの間の別途の合意により、当該外部サービスプロバイダーが提供するアプリ内サービスの利用料を、当該外部サービスプロバイダーに代わって受領する権限を有する場合があります。この場合、加盟店は、当該アプリ内サービスの利用料を、当社に直接支払うものとし、当社が加盟店からの支払いを受領した時点で、加盟店の外部サービスプロバイダーに対する利用料の支払債務は履行されたものとして消滅するものとします。
４．前項の場合であっても、アプリ内サービスは外部サービスプロバイダーによって提供されるものであり、当社は、当該アプリ内サービスについて締結されるエンドユーザーライセンス契約その他これに類する契約の契約当事者とはならず、当該契約についての責任を一切負わないものとします。

第５条（当社の義務）
１．当社は、加盟店及び承認ユーザーに対し、本契約に基づき、善良な管理者の注意をもって KConnect 及び本サービスを提供するものとします。
２．当社は、以下の場合を除き、KConnect 及び本サービスを常時利用可能な状態

に維持するよう努めるものとします。
（１）当社が事前に通知する計画メンテナンスの期間内である場合
（２）当社が、本サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときに行う緊急メンテナンスの期間内である場合。
３．当社は、本サービスに不適合又は不具合があった場合、当社の責任において速やかに本サービスを修正し、又は代替手段を提供するものとします。ただし、加盟店が本契約、利用規約若しくは当社の指示に反して本サービスを使用した場合、又は当社や当社が許可した者以外が本サービスに改変を行った場合については、この限りではありません。
４．当社は、以下について一切の保証を行わないものとします。
（１）加盟店が KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスを中断やエラーなく利用することができること
（２）KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスが加盟店の期待どおりの性能を有していること
（３）KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスに脆弱性又はコンピューターウイルスが一切含まれていないこと
（４）加盟店による KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスの利用にあたって、インターネットを含む通信ネットワーク及び設備を介したデータ転送の結果として生じる遅延、配信失敗、又はその他の損失又は損害が生じないこと
５．本契約は、当社が加盟店以外の第三者と類似の契約を締結すること、又は本契約に基づいて提供されるものと同様の文書、製品、及びサービスを独自に開発、使用、販売、又は使用許諾することを妨げるものではありません。
６．当社は、加盟店に対して随時通知する当社所定の加盟店データ保管手順に従い、加盟店データを管理するものとします。当社は、当社の故意又は過失がない限り、加盟店データの喪失、破壊、改変又は漏えいについて、一切の責任を負わないものとします。

第６条（加盟店の義務）
１．加盟店は、当社に対して以下の義務を負うものとします。
（１）本契約の履行に関連して当社に対して必要な協力を行うこと
（２）当社が KConnect 及び本サービスを提供するにあたって必要な情報及び当社が合理的に要求する情報（加盟店データを含みますがこれに限られません。）を当社に対して提供すること
（３）本契約の履行にあたって加盟店に適用される法令及び規制を遵守すること
（４）本契約に定める全ての加盟店の義務及び責任を適時に履行すること
（５）承認ユーザーが本契約又は利用規約に定める条件に従ってサービスを利用す

るよう確実に管理・監督し、承認ユーザーによる本契約又は利用規約の違反に対して責任を負うこと

２．加盟店は、加盟店データが適法に取得されたものであること、正確かつ最新であること、コンピューターウイルス及び/又は脆弱性が含まれていないことを表明し又は保証します。

第７条（サブスクリプション料金）

１．加盟店は、KConnect を通じて又は書面にて当社及び加盟店が相互に合意する条件に従い、サブスクリプション料金を当社に支払うものとします。なお、月額利用料につきましては、別途 Stripe のリンクをメールでご案内いたします。

２．加盟店が、当社が別途定める支払期日から 15 日以内に支払いを完了しない場合、当社は本サービスの全部又は一部の利用を停止することができます。なお、当社の措置により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は、その損害を賠償しないものとします。

３．加盟店が、本条第 1 項に基づいて支払ったサブスクリプション料金は、理由の如何を問わず、返金されないものとします。

４．当社は、随時、サブスクリプション料金を変更する権利を有します。この場合、当該変更の発効日の 30 日前に KConnect 又は書面にて加盟店に通知するものとします。加盟店が当該変更に同意しない場合、加盟店は所定の日付をもって解約することができます。

第８条（著作権等）

１．KConnect を通じて当社又は外部サービスプロバイダーが提供する本サービス又はアプリ内サービスに関するソフトウェア、コンテンツ並びに本サービス及びアプリ内サービスの提供を通じて得た分析・統計レポート等は、当社又は外部サービスプロバイダーが著作権等を有するもののとします。また、特段の定めのない限り、加盟店は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等することはできないものとします。

２．当社は、前項により取得した分析・統計レポート等に関して、個人情報保護法及び関連法令に定める基準によって、匿名加工情報を作成し、外部サービスプロバイダー等の第三者に提供する場合があります。

第９条（禁止行為）

加盟店及びその承認ユーザーは、以下の行為を行わないものとします。

（１）本契約、利用規約その他当社が定めた条件に違反する行為

（２）法令等に違反する行為

（３）当社又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為

（４）公序良俗に反する行為
（５）反社会的勢力等に対する利益供与その他反社会的勢力等に関与する行為
（６）当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
（７）当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
（８）当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、又は、当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
（９）以下の情報を KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスを通じて発信する行為
① 当社又は第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
② 暴力的又は残虐な表現を含む情報
③ わいせつな表現、児童ポルノ又は児童虐待を含む情報
④ 差別を助長する表現を含む情報
⑤ 自殺、自傷行為等又は薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
⑥ スパム、チェーンメール等の情報の拡散を求める情報
⑦ 違法な勧誘、宣伝等を含む情報
⑧ 他人に不快感を与える表現を含む情報
⑨ コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報
（10）承認ユーザー以外の第三者に対して、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスを使用許諾、販売、賃貸、リース、移転、譲渡、配布、表示、開示、商業的利用、その他の方法により提供する行為
（11）本契約第 2 条で定める場合を除き、第三者に KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスを使用させる行為
（12）コンピューターウイルス及び脆弱性を当社のネットワーク及び情報システムに導入する行為又はそれを試みる行為
（13）その他当社が不適当と認める行為

第 10 条（委託）
当社は、必要に応じて本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託（数次委託を含むものとします。）することができるものとします。当社は、委託先に対し本契約を遵守させるものとし、委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

第 11 条（秘密保持）
１．秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
（１）本契約の内容

（２）秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます。）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
（３）秘密である旨明示して口頭により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
（４）加盟店データ及び加盟店データをもとに新たに作成された情報（分析・統計レポート等を含みます。）
２．本条項の規定は、以下の秘密情報には適用されません。
（１）開示を受けた時、既に公知又は公用となっていた情報
（２）開示を受けた後、受領者の責めによらず公知又は公用となった情報
（３）開示を受けた時、既に受領者が適法に保有していた情報
（４）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
（５）開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
３．第 1 項の規定にかかわらず、当社及び加盟店は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自社の役員（執行役員を含むものとします。）、従業員（雇用の形態を問わないものとします。）、顧問弁護士、公認会計士及び加盟店又は当社の委託先（以下、総称して「従業員等」といいます。）に対して、本契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、当社及び加盟店は、従業員等に対し、本契約と同等の義務を負わせかつ従業員等の行為について一切の責任を負うものとします。
４．加盟店は、本契約が終了した場合又は当社の指示がある場合には、その指示に従い秘密情報の返却又は廃棄その他の処分を行うものとします。

第 12 条（補償）
加盟店は、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。加盟店が KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第 13 条（免責）
当社は、KConnect 及び本サービスについて「現状有姿」かつ「提供可能な範囲」で加盟店に提供するものとし、次に掲げる事項（ただしこれらに限られないものとします。）について、当該事項に起因して加盟店に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
（１）計画メンテナンス及び臨時メンテナンスの実施

（２）当社が法令等又は事前の通知に基づき行った、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスの全部又は一部の停止
（３）Kconnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
（４）加盟店の不正又は不適切な操作
（５）第三者からの不正アクセス、クラッキングによるシステム破壊・改ざん、情報窃取

第 14 条（期間及び終了）

１．本契約は発効日に効力を生じ、契約期間その他本契約の期間に関する事項は、見積書フォームに記載された内容に従うものとします。ただし、本契約は、発効日から 1 か月間有効とし、以後、いずれかの当事者が当該期間満了の 30 日前までに書面又は電子的手段により解約の意思表示をしない限り、同一条件で 1 か月ごとに自動的に更新されるものとします。

２．当社及び加盟店は、相手方に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

（１）営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、会社更生、破産、民事再生手続、特別清算又はこれらに類する手続開始の申立てのあった場合
（２）第三者より差押、仮差押、仮処分その他の強制執行若しくは競売の申立てがあった場合
（３）租税公課の滞納処分を受けた場合
（４）資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合
（５）合併によらず解散した場合
（６）行政処分を受けた場合
（７）その他、本契約又は利用規約に違反し、相当期間経過後も是正がされない場合
(8)

2．当社は、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

（１）加盟店が本契約に基づき支払うべき金額を支払期日に支払わず、かつ、書面による支払通知を受けてから 15 日以上経過しても支払い不履行の状態が続く場合
（２）加盟店が本契約又は利用規約について重大な違反をした場合
（３）加盟店の財務状況が悪化し、本契約に定める加盟店の義務を履行する能力がないと当社が合理的に判断した場合
（４）その他、加盟店による KConnect の利用について不適当と当社が判断した場合

第 15 条（契約終了後の措置及び残存条項）

１．加盟店は、本契約の全部又は一部が終了した場合は直ちに、KConnect 及び本サービスの利用を停止するものとし、当社から貸与されていた機器等があれば直ちに返却するものとします。

２．本契約終了後も、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、本条、第 16 条、第 17 条、第 20 条乃至第 23 条及び第 25 条乃至第 31 条については、なお効力を有するものとします。

３．本契約終了後、当社は、加盟店に係る個人情報を含む加盟店データについて、一定期間本契約上の目的を達成するため保持する権利を有するものとします。

第 16 条 （反社会的勢力の排除）

１．当社並びに加盟店及び承認ユーザーは、現在、自ら並びに自らの役員、従業員、親会社、子会社及び関連会社（事実上の役員、実質的に経営権を有するものを含みます。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は暴力、威力、脅迫的言辞若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い経済的利益を追求する者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であること、又は過去においても反社会的勢力ではなかったこと

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．当社並びに加盟店及び承認ユーザーは、自ら又は自らの役員、従業員又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．当社並びに加盟店及び承認ユーザーは、相手方が前 2 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合、相手方に対し調査を求めることができ、相手方はこれに応じるものとします。

４．当社並びに加盟店及び承認ユーザーは、相手方が第 1 項若しくは第 2 項に定める事項に反した場合、又は第 3 項の調査に応じない場合（虚偽の回答をした場

合を含みます。）、直ちに本契約を解除できるものとします。
５．前項に基づき本契約が解除された場合、加盟店は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
６．本条により本契約を解除した当事者（以下、本条において「解除者」といいます。）は、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することは要しないものとします。また、当該解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第 17 条（不可抗力）
当社及び加盟店は、火災、爆発、洪水、台風、暴風雨、地震、津波、パンデミック、戦争、ストライキその他当社及び加盟店の合理的な支配を超える事由に起因して、本契約に基づく義務の履行が遅延し、又は履行不能となった場合、そのことから生じるいかなる損失又は損害について責任を負わないものとします。

第 18 条（紛争）
１．加盟店と外部サービスプロバイダーとの間で締結されたエンドユーザーライセンス契約その他これに類する合意の内容が、本契約のいずれかの条項と矛盾する場合、本契約の規定が優先するものとします。
２．加盟店と外部サービスプロバイダーを含む第三者との間に、KConnect 並びに本サービス及びアプリ内サービスに関する紛争が生じた場合、加盟店は、当社に通知するものとします。
３．本契約の規定と、利用規約の規定に矛盾がある場合、本契約の規定が優先するものとします。

第 19 条（本契約の変更）
本契約の変更は、書面によって行われ、当社及び加盟店によって署名されない限り、その効力を生じないものとします。

第 20 条（権利放棄）
１．本契約に基づくいかなる権利又は救済手段の放棄も書面で行われた場合にのみ有効であり、当該放棄が将来の同一又はその他の権利若しくは救済手段の放棄とはみなされないものとします。
２．権利又は救済措置の行使の遅延し、又は行使しなかったとしても、若しくはその一部のみを行使したとしても、当該権利又は救済手段、あるいはその他の権利又は救済手段を放棄したものとはならず、将来の行使を妨げるものでもありません。

第 21 条（権利と救済）
本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約に基づき当社及び加盟店に付与される権利及び救済手段は、法令により当社及び加盟店に認められる権利及び救済手段に加えて認められるものであり、それらを排除、制限又は代替するものではありません。

第 22 条（分離可能性）
１．本契約のいずれかの規定又はその一部が、無効、違法、又は執行不能である場合であっても、当該条項又はその部分は本契約から切り離されたものとみなされるものとし、本契約の残りの条項の有効性及び執行可能性には何ら影響を及ぼさないものとします。
２．前項により本契約の条項又はその一部が無効、違法、又は執行不能とみなされた場合、当社及び加盟店は誠実に協議のうえ、当該条項が本来意図していた効果を可能な限り実現する代替条項に合意するよう努力するものとします。

第 23 条（完全合意）
１．本契約は、本契約の目的に関する当事者間の完全な合意を構成するものであり、当該目的に関して当事者間でこれまでに行われた一切の口頭又は書面による協議、交渉、提案、合意等に優先し、これらに取って代わるものとします。
２．本契約に関連して、いずれかの当事者が発行又は提出した注文書、発注確認書、見積書、その他のビジネス書式に記載された条項、条件又は規定は、受領当事者がこれに対して異議を述べなかった場合であっても、本契約に基づく当事者の権利義務又は責任を修正、変更、補足、制限する効力を有するものではありません。

第 24 条（譲渡）
１．加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定その他これに類する方法により処分してはならないものとします。
２．当社は、本契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定その他これに類する方法により処分することができるものとします。

第 25 条（パートナーシップ又は代理関係の否認）
本契約のいかなる条項も、当社及び加盟店との間のパートナーシップ又は合弁事業その他の共同事業関係を構成するものではなく、また、いずれかの当事者に他の当事者を代理して契約その他の法律行為を行う権限を付与するものではありません。

第 26 条（第三者の権利）
本契約に明示的に定めがある場合を除き、本契約の当事者、その承継人及び正当に承諾を受けた譲受人以外の者は、本契約に基づくいかなる権利も取得せず、また、本契約の条項を執行する権利を有しないものとします。

第 27 条（通知）
１．本契約に基づく、又は本契約に関連して当社及び加盟店に対して行う一切の通知その他の連絡は、以下のいずれかの方法で行うものとします。
（１）会社登記上の本店所在地（法人の場合）又は主たる営業所（法人以外の場合）宛てに、書留郵便又は追跡可能な方法による郵送手段で送付する方法
（２）当社及び加盟店が指定した電子メールアドレス宛てに電子メールで送信する方法
２．前項の通知は、以下の時点で受領されたものとみなします。
（１）書留郵便又は追跡可能な方法による郵送手段で送付した場合：受領者の所在地に到達した時点（ただし、到達を証明できる書面又は記録がある場合に限ります。）
（２）電子メールで送信された場合：送信完了時（ただし、当該時刻が受領者の営業時間外であった場合には、翌営業日の開始時点で受領されたものとみなします。）
３．本条の規定は、訴訟手続その他の法的手続における訴訟書類等の送達、又は仲裁その他の正式な紛争解決手続における通知には適用されないものとします。

第 28 条（言語）
本契約は英語によっても作成されますが、日本語版が正本とされます。翻訳版が作成された場合であっても、それは参考目的に限って提供されるものであり、法的効力を有しません。万一、日本語版と翻訳版の間に齟齬又は矛盾がある場合には、日本語版が優先して適用されるものとします。

第 29 条（電子署名）
当社及び加盟店は、本契約及び本契約に関連して作成される書面について、電子署名により締結される可能性があることを承認し、同意するものとします。当該電子署名は、当事者間における契約その他の意思表示を証する方法として有効であり、手書き署名（いわゆるウェットインク署名）と同等の法的効力を有するものとします。当該電子署名には、手書き署名をスキャン又は電子化した文書（PDF 等を含みます。）や、電子署名サービス（例：DocuSign 等）を利用した方法が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

第 30 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（副本）
本契約は任意の部数で作成・署名することができ、各署名済みの副本は原本の一部としての効力を有します。これらの副本を合わせて一つの完全な契約書を構成するものとします。

以上

本契約の内容を本契約の内容を確認し、以下の通り電子署名します。

KPay Japan 株式会社